

徳島市働き方改革宣言



就労継続支援を行うにあたり、利用者と職員がともにキラキラと輝き続けるために、労使一丸となり、働き方改革に取り組めます。

令和2年8月18日

株式会社 スパークル

代表取締役 神谷 知典

《目 標》

<働き方>

短時間正社員制度

公私のバランスをとるため、週所定労働時間を一律にするのではなく、週30時間から35時間の労働時間であっても、短時間正社員として働くことができるよう規定します。

<休み方>

年次有給休暇の計画的付与制度

ゴールデンウィークや夏季・冬季等の機会を捉えた年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、私生活での目標・夢の実現を支援できるよう規定します。

時間単位での年次有給休暇制度

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度を導入し、職員が休暇取得目的に合わせて申請できるよう規定します。

《取組内容》

働き方の改善、休み方の改善の目標を実現するため、今回の事業をきっかけに就業規則を作成・届出し、朝礼及び月1ミーティングで制度活用について継続的に周知、実例を共有していきます。